

平成 19 年度第 9 回定例会

町田市教育委員会会議録

- 1、開催日 平成19年（2007年）12月14日
- 2、開催場所 第三、第四会議室
- 3、出席委員
- | | | | |
|-----|---|----|-----|
| 委員 | 長 | 富川 | 快雄 |
| 委員 | | 名取 | 紀美江 |
| 委員 | | 井関 | 孝善 |
| 委員 | | 岡田 | 英子 |
| 教育長 | | 山田 | 雄三 |
- 4、署名委員
- | |
|-----|
| 委員長 |
| 委員 |
- 5、出席事務局職員
- | | | |
|----------------|----|----|
| 学校教育部長 | 安藤 | 源照 |
| 生涯学習部長 | 荒木 | 純生 |
| 教育総務課長 | 老沼 | 誠 |
| 教育総務課管理主幹 | 馬場 | 昭乃 |
| 施設課長 | 金子 | 敬 |
| 施設課主幹 | 梅村 | 文雄 |
| 指導課教育センター担当課長 | 田原 | 克人 |
| 指導課副参事 | 飯島 | 博昭 |
| 指導課主幹 | 田後 | 毅 |
| 統括指導主事 | 澤井 | 陽介 |
| 指導主事 | 岡野 | 隆 |
| 指導主事 | 瀧島 | 和則 |
| 社会教育課市民大学担当課長 | 砂田 | 勉 |
| 社会教育課副参事（管理主幹） | 細野 | 信男 |
| 図書館長 | 手嶋 | 孝典 |
| 図書館市民文学館担当課長 | 守谷 | 信二 |
- （町田市民文学館長）

博物館副館長	畠山 豊
公民館長	落合 忠繁
公民館主幹	石井 健一
ひなた村所長	小川 和明
ひなた村主幹	谷澤 繁
大地沢青少年センター所長	深澤 泉
国際版画美術館副館長	藤川 満正
書 記	小針 敏男
書 記	福元 貞栄
速 記 士	大前 むつみ

(マキ朝日データサービス)

6、提出議案及び結果

議案第 44 号 町田市体育施設の指定管理者の指定の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 承認

議案第 45 号 町田市自然休暇村条例施行規則を廃止する規則について 原案可決

7、傍聴者数 5名

8、議事の概要

午前 10 時 00 分開会

○委員長 ただいまより第 9 回定例教育委員会を開会いたします。

本日の署名委員は井関孝善委員です。

日程に従って進めていくわけですが、本日、日程第 3 の協議事項、2008 年度町田市教育委員会教育目標についてを協議いたしまして、これに多少時間をかけたいと思いますので、日程の変更をしたいと思います。

日程第 3、協議事項を日程第 4 に、日程第 4 の報告事項を日程第 3 に入れかえたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 では、そのようにさせていただきたいと思います。

以下、日程に従って進めてまいります。

日程第1、月間活動報告をお願いします。教育長、説明をお願いします。

○教育長 それでは、11月16日の定例教育委員会以降の主な活動状況についてご報告をいたします。

この間、研究発表会が鶴川第四小学校、町田第五小学校、小山小学校でございました。それから、周年行事が金井小学校、南第三小学校、高ヶ坂小学校でございました。それぞれ委員の皆さんにご出席をいただいておりますので、何か感想等があれば後ほどお願いしたいと思います。

その部分を除きまして、表に従いまして、まず、11月17日、都立成瀬高校の創立30周年式典が首都大学講堂で行われまして、出席をいたしました。

同じ日に講演会、これは博物館で今「能面・能装束」展をやっておりますが、その関係で文化庁の事業ですが、講演会「能と風土」を公民館で行いまして、大勢の皆さんに出席をいただいております。

18日、J C杯少年サッカー大会、町田青年会議所が毎年行っているものですが、小学校3年生で近隣市のチームが参加してのサッカー大会でございまして、それに出席をいたしました。

同じ日、小中高市P連合同研修会、健康福祉会館でノッポさんの講演会がありまして、委員の皆さんにもご出席をいただきました。

20日、すみれ会との懇談会、これは障がい児・者を守る会ですが、例年行っておりまして、特に特別支援教育の関係でいろいろご質問やご要望が毎年あるわけですが、それについて懇談をいたしました。

それから同じ日に、租税教育推進協議会の総会、これも年1回、町田税務署で行うわけですが、町田税務署、都税事務所、市の税務部、あるいは小・中学校のPTAや校長会等々の代表者が集まっての会でございました。今後の租税教育をどのように進めていくか、実績の報告、そういうものを行いました。

21日が中学校PTA連合会との懇談会で、それぞれ20校の会長さんとの懇談を行いました。特に今年については家庭との連携が主なテーマでございました。これも各教育委員さんにご出席をいただきました。

22日、みんなのオリンピック町田大会が町田第一小学校で行われました。これは、オリンピックに出場したメダリストの方をお招きしていろいろお話をいただいて、最終的には

3人の方ですが、運動だけに限らず、いろんなものに夢を持って挑戦してもらいたいという話で、3年生以上が参加して、保護者の方も100名ぐらいが参加いたしました。

26日、多摩島しょ子ども体験塾運営本部会議とありますが、これは市長会を中心に、今年でもう3年目になるわけですが、ブロックごとに例えば音楽会とか、そういうものを行っているわけですが、来年度の計画について事務局から説明を受けたものでございます。町田の場合には座間市と稲城市と町田市のブロックで、今年もたしか市民ホールで音楽会をやっております。

それから、28日から30日にかけて、町田市公立小学校の合同音楽会が市民ホールで行われまして、これもそれぞれ教育委員さんにご出席をいただいております。

29日、町田保健所協議会については、医師会を初め学校代表者、それぞれの代表の方が集まって、保健所の運営について保健所の方からご説明を受けて協議をしたものでございます。

それから、11月30日から市議会本会議が開かれまして、初日は提案理由が主だったわけですが、スポーツ及び文化に係る事務の管理及び執行に関する条例が提案されまして、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の関係ですが、その中で教育委員会の意見を議会に求められておりました。10月26日に組織改正等々の絡みで臨時教育委員会を行いまして、その意見の集約を市長の方に回答したわけですが、それについて議会にご報告をいたしました。この案件については、議会の方で昨日企画総務委員会が開かれまして、生涯学習部長も出席しておりますので、委員会の報告については生涯学習部長の方からお願いいたします。

12月2日に町田市こどもマラソン大会が行われました。今年については、例年、1レースの人数が多くなって、転んだりという危険があるので、4年生以上に絞ってということで、これも各教育委員さんにご出席いただきました。当日は天候にも恵まれまして、特に大きな事故もなく、終了しております。

同じ日ですが、チャリティダンスの集い、これは町田市ダンススポーツ連盟が毎年行っているものですが、チャリティの関係で福祉等に寄附するというので、当日、出席をいたしました。

あと、市議会本会議一般質問等々については、質問書等も事前にお配りしてありますので、これは省略させていただきます。

それから、昨日、中学校PTA連合会と市長との教育懇談会がすみれ会館で行われまし

て、市長の最初の講話、あとPTAの方との懇談を行いました。その後、教育委員と市長との懇談会、これは主に来年度予算等々に向けて市長との話し合いを行いました。

○委員長 両部長から何かありましたらお願いします。

○学校教育部長 12月12日、文教生活常任委員会がございました。

一般会計補正予算について審議が行われましたが、学校教育部については、中学校給食を2008年度から新たに4校行いますので、その債務負担行為を補正しております。この関係の議論がございました。採決の結果は承認ということになっております。

○生涯学習部長 私の方は文教生活常任委員会、まず11月30日に本会議の後、開かれまして、今回ご提案させていただいております体育施設の指定管理者の指定の関係で委員会が開かれております。これは議案のところでもた再度ご説明させていただきます。

それから、12月12日の委員会でございます。私どもの方の提案は補正予算の関係が1件です。その内容につきましては文化財保護の関係で、東雲寺上遺跡に係る埋蔵文化財の調査の関係、旧永井家の住宅修繕計画、これらの見直しによる更正減のご提案です。

それからもう1つ、体育施設の関係で、指定管理料に関しましてやはり更正減を行ったといった内容でございます。全員一致で可決すべきものと決定しております。

あわせて常任委員会の方から、今回の組織移管に伴う教育委員会での議論の経過等について報告が求められました。私の方からは、先ほど教育長がご説明いたしましたように、提案理由説明の際に教育委員会の意見としてご説明した内容、6項目にわたった内容ですが、これについて教育委員会での議論を踏まえた補足的な説明をさせていただいたということです。

あと、昨日ですけれども、13日、企画総務委員会の方に今回の組織関連の議案として、第101号議案、第102号議案、それぞれスポーツ及び文化に係る事務の管理及び執行に関する条例、町田市組織条例等の一部改正条例で、教育委員会の組織にかかわるということで、私の方も説明等を要求されましたので出席してまいりました。

簡単に私どもの方への質疑等についてご説明させていただきますと、基本的には事実関係の確認ということでもありますけれども、特に触れられたのは、1つが博物館の登録制度の関係です。それから、同じく博物館に係る関係、国際版画美術館にも係るのですけれども、附属機関としての協議会の位置づけ、規則等の整理の仕方といったものについての質疑がございました。

あと、私どもの方の教育委員会からの意見に関しましては、特に付記に係る部分で、教

育委員会の方で納得した上で組織改正を行っているのかといったご質問がございましたけれども、教育委員会の方の執行機関としての責任ということから、移管に伴うさまざまな懸念される材料はしっかり市長に伝えたい、総合的に議論した中でそういった回答になったということをお答えしております。

その第 101 号議案、スポーツ及び文化に関する関係ですけれども、反対討論がございました。その反対討論の中で、教育委員会の意見、懸念を踏まえまして、こういった大きな懸念なり異論がある中で進めていること、もう 1 つが博物館、美術館等、社会教育施設の位置づけがどんどん失われていくものであるということ、そもそも今後の施策等の前提を欠く理由もない移管だということで、それらが明確でないということから、今後も教育委員会で所管、執行すべきという理由をもって反対するという討論がございました。

採決は、賛成者多数で可決すべきものということになっております。

それから、第 102 号議案です。町田市組織条例の一部を改正する条例、これは青少年委員の設置に関する条例の改正、大地沢青少年センター条例の改正、自然休暇村条例の改正、青少年施設ひなた村条例の改正といった私どもの方の 4 本の関連条例を含めたものでございますけれども、こちらの方につきましても事実上の確認ということで、青少年委員制度の内容なり概要についてお答えをさせていただいております。

これも反対討論がございまして、私どもの方にかかわる理由でいけば、先ほどの第 101 号議案と同様に、社会教育施設の位置づけがどんどん失われていく組織改正であるといった理由が中にありまして、その他の組織改正に絡む理由も含めて反対だということでありました。

採決の結果、やはり賛成者多数で可決すべきものと決したということでございます。

委員会の概要につきましては以上でございます。

○委員長 両部長からの報告は終わりました。

では、各委員からお願いします。

○井関委員 2 つありますが、博物館で 16 日まで行われています「能面・能装束」企画展に関連して行われたイベントについて報告します。

前のインドネシア更紗の企画展でも、文学館や公民館などとの連携で多くのイベントが行われましたけれども、今回は 10 月の教育委員会で紹介がありましたように、「能面・能装束」企画展ということで、またこれも公民館、文学館、町田市文化・国際交流財団などとの共催で広範囲なイベントが行われていました。私は参加しませんでしたけれども、子

ども向けのワークショップで能装束を着てみるとか、謡曲を謡ってみるなど、子どもさんがわくわくするような試みも組まれていました。

私は11月17日の公民館ホールにおける「能と風土ー町田を舞台とした謡曲『横山』ー」、そして、24日のこの謡曲にゆかりのある小野路の散策オリエンテーション、25日に博物館で行われました講演「謡の言葉」に参加しましたけれども、公民館の催し物は以前から町田で「横山」が演じられないかなと希望しておられました寺田前市長さんも出席されていまして、司会は前の教育委員長であった井上恭一さんでした。

実際、公民館のことぶき大学の講師であります観世流シテ方の桑田さんが「横山」の一部を演じられました。オリエンテーリングなどは、通常、参加費500円ぐらいとられるのですけれども、今回は無料で、1つには平成19年度芸術拠点形成事業という文化庁の予算がとれたからだと思えますけれども、参加者に対するアンケート項目の中で「有料でも参加しますか」ということが問われていますので、その結果がどうなったのか知りたいところです。

あとは、博物館で行われた展示そのものは25日の講演会の際に拝見しましたけれども、さすが大倉集古館所蔵と銘打つだけあって、江戸時代の大変豪華なものを見ることができました。国宝のない町田市立博物館が、国宝3点、重要文化財12点を有する有名博物館と交換展ができたというのは、田邊館長さんや学芸員の方々の努力だと感謝いたします。実際、前回の更紗や今回の企画は多くのイベントが短期間に行われましたので、学芸員にその準備、実施の労働が随分かかったと思います。通常の企画展と違ったイベント的な才能も要求されたのではないかと思います。来年からは博物館と版画美術館は市長部局に移管される予定になっていますので、学芸員の方々が一層活躍できる場になって、市長が期待される活性化が達成できることを祈願いたします。

もう1件は、恒例になっています中学校PTA連合会と教育委員の懇談会が11月21日に行われました。各中学校のPTA会長が出席されましたが、今年のテーマは「学校との連携を進めよう 保護者の役割について」でありました。PTA役員のなり手がなくなることがかなり大きな問題になって、かなりの時間それに割られました。

保護者に関しては、PTAの存在は知っているのだけれども、役については余り知らないで、わからないものに対する不安、言いかえますと挑戦意欲が欠如している、あるいはボランティア意識に欠けている。クラス委員ぐらいはいいのだけれどもという人はいるのに、全体となると組織が複雑になっていること、また、夜遅くまで会合があって、会長に

なるとそれが何回も重なるというようなことが挙げられました。

先生については、保護者から見ると忙し過ぎること、それからその地区に住んでいない、あるいは数年で異動するので、じっくり取り組む環境に余りないということが挙げられていました。くじやポイント制で役を割り当てても、1回も出てこない無責任な保護者もいるということで、簡単には解決できない問題ですけれども、役員になった人はほかの人とのコミュニケーションができることや学校のことがよくわかってよかったという人が圧倒的多数ですので、会長はつらいことは表に出さず、にこにこして、PTA活動が楽しいという雰囲気をまきなさいということをお願いしていました。また、小学校時代からPTA活動は義務なのだということを徹底する必要があるということも言われていました。

○岡田委員 私は研究発表会に幾つか行きましたので、そのことについてご報告いたします。

それぞれの学校で本当によく研究発表会をやっていたと思います。また、それぞれの学校が必要とするような特色のある発表で、大変いいと思って帰ってまいりました。特に印象に残りましたのが町田第五小学校の発表で、今年ほどの学校も国語教育、あるいはコミュニケーションにテーマを置いているところが多いのですが、町田第五小の発表では、先生の側が子どもたちにどうコミュニケーションをとっていくか、先生のコミュニケーション能力というところにもかなりウエートの置かれた発表でした。そして、こちらの学校は大変若い先生が多いのですが、若い先生らしい取り組み方で、これからの教師力のアップにつながるなという非常にいい発表を見せていただきました。

研究発表はそのぐらいで、あと公立小学校の合同音楽会は皆さん行かれたので、それぞれご意見、ご感想があるかと思えますけれども、子どもたちが大変楽しみにして行われているものであるという感想を持ちました。今、5回に分けてやっておりますけれども、場所的に大きな施設がないということで、なかなか一堂に会することが難しいですけれども、何とかいい形で続けていくことができるようにご協力をいただきたいと思います。

それと、「二十祭まちだ」関係のことです。今の若い人たちのリーダーシップというところで、今の「二十祭まちだ」のやり方のままで果たしてどうなのかなという心配な面も見えたりしました。これについては少し準備期間を今より長く設けるとか——具体的に何が心配かというところ、これをやろう、あれをやろうというところに十分に迷っている時間の余裕が彼らにないような感じがするのです。何となく時間切れになってしまっていて、これまでの先輩たちがこのようにしたらいいのだよというアドバイスをたくさんくれるので、そ

うすると、ついそちらの方でまとまって、成人式の当日に流れ込んでいってしまう感じに陥ってしまうかなという懸念を今のところ持っています。そういう意味で、もう少し早くから活動をスタートするような、時間的余裕を与えてあげるような方策をとったらいかなと考えました。

○委員長 それは実行委員会方式そのものが……。

○岡田委員 それは、今、成人式のあり方ということでもいろいろ考えていただけますし、町田市としてこの方策はとても評価できるものだし、これで続けていってほしいと思うのですけれども、準備期間が、実際に動き始めるのが夏休み明けぐらいなのですね。それよりはもう少し早い期間から始めていったほうがいいかなということです。

○委員長 今日は社会教育課長はお休みですけれども、生涯学習部長、今のご意見に何かありますか。

○生涯学習部長 確かにここ数年、プログラムが固定してきた理由は、今、岡田委員がご指摘していた原因もあろうかと思っております。ただ、1つ、当初に比べますと、若者文化と言ったら言い過ぎかもしれませんが、若い人たちがみずから何か積極的に発言して、それでまた、自分たちの関心を社会の場で実現させるきっかけになるといいますか、そういった意欲も出てきているわけなので、これらをすべて含めて、単に継承だけではなくて、新しい成人になられる方がきちっと自分たちで主体的にできるといったものの拡大を図っております。ですから、今、岡田委員からお話があったように、準備期間が短いためどうしても従来のやり方を継承せざるを得ない部分も反省材料とさせていただいて、来年度以降、取り組みをさせていただきたいと思っております。

○名取委員 道徳授業地区公開講座で小学校の方に行ってきました。ここの学校の授業後の協議会なのですけれども、校長先生みずからによる心の教育、道徳教育についての講演でした。学校の児童の様子等を交えながらのお話でしたので、保護者にとっても、とても身近に感じられてよかったと思います。お話も例題が学校に通っている自分たちのことでしたので、保護者と学校との距離がとても縮まったように思いました。また、ここは地域の方々もたくさん見えておられまして、とてもたくさんの人が集まられた道徳地区公開講座の協議会でした。とてもよかったという声が聞こえてきました。

また、それから、先ほど井関委員もお話しされたのですけれども、町田を舞台とした謡曲「横山」があるということで、能についてはわからない部分も多いのですが、町田を舞台にしたということで興味があり、講演会の方に行ってきました。そして、それについて

またオリエンテーリングで小野路や旧鎌倉街道の方にも行ってきましたけれども、謡曲「横山」を通して町田の歴史の一部を知ることができたので、私にとっても、得たものは多かったと思います。また、これに関していろいろなイベントが行われております。小学生向けもありますので、また違った方向から能や能装束、能面についての興味を子どもたちやいろんな方々が持っていただけたのではないかなと思いました。

○委員長 私も幾つか参加したものがあつたわけですが、各委員からお話があつたので重複は避けたいと思います。活動報告とは直接関係ないのですが、質問を1つしたいと思います。

これは指導課だと思うのですが、10月1日から緊急地震速報が実施されましたね。各家庭もそうですけれども、しかるべき大きな組織や施設には緊急地震速報という形で事前に流れるわけです。当然、町田市には小・中学校が60校あつて、それぞれの学校の子どもたちの生命の安全確保は至上命令で、最大に尊重されなければいけないわけですが、この緊急地震速報に対するマニュアルや対応といったものがあるのかどうか、あるいはどのようにこれについてお考えになっているのか、今わかる範囲で質問したいと思います。

それから、井関委員、名取委員からもお話がありました、博物館あるいは版画美術館の企画展に私も参加させていただいて、特に今回、博物館の大倉集古館、大変貴重な企画で、得るところの多い企画だつたと思つております。その中で、やはり副館長あるいは学芸員の皆さんからのお話もいろいろ承るのですが、博物館を例にとれば、建築後34年を経過している、図書館で言えば30年を超えた図書館があるといったことで、施設の老朽化、陳腐化がやはり大きな問題になっているのだなということがよくわかりました。

特に博物館の場合には、貴重な資料を収蔵したり、あるいはお借りしたりすることは、いずれにしても大変神経を使うことだと思つたのです。貴重な資料というのは、展示をすることと保存をすることが博物館や美術館の大きな機能だと思つたのです。国宝までいかないにしても、非常に価値の高い大切な資料を適切な湿度や温度管理のもとに保存をしなければいけない。そういう面で、やはり今の施設が三十数年たつて、さまざまところで支障を来しているということが現実に出てきているようなので、これは今後、市長部局に移管されるわけですが、ぜひ移管された後に抜本的な、あるいは適正な対応をしていただいて、貴重な資料その他の保存に万全を期していただきたいということを特にこの場をかりてお願いしておきたいと思つた。

では、指導課の方で何かありましたらどうぞ。

○統括指導主事 緊急地震速報につきましては、東京都教育委員会から開始についての通知がございました。それを添付して、指導課から各学校には「始まります」という通知をいたしまして、それをキャッチした場合にはこのように落ちついて対応するという内容が書かれた通知でございます。しかしながら、テレビを常時つけて音声を出していないと、なかなかその緊急速報がキャッチできないという現状がございまして、各学校ではそれをキャッチした場合にはという想定でしか今のところ動けないということでございます。今後、携帯電話等に民間会社の協力などを得て、地区ごとに発信されるという情報も入ってきておりますから、そのような環境整備がされましたら、また新たにどのように方策を打ち出していかを検討していきたいと思っております。

ちなみに防災課にも、速報をキャッチして放送はどうかのだろうという相談をさせていただいたのですが、やはり5秒前、10秒前の話ですので、防災放送はなかなか難しいだろうということでした。

○委員長 確かに何秒単位の速報ですから、その対応が非常に難しいと思うので、各学校にお任せしたりする部分は多いかと思っておりますけれども、仮に何秒単位であっても、そういう制度がスタートしたわけなので、子どもたちの安全のためにも、できるだけそれを効果的に活用できるような対応を考えていかなければいけないなと思っておりますので、一言伺いました。

それでは、月間活動報告はほかにございませぬか。質問その他もないですか。――では、以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第44号 町田市体育施設の指定管理者の指定の臨時専決処理に関し承認を求めることについてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第44号は、町田市体育施設の指定管理者の指定の臨時専決処理に関し承認を求めるものでございます。

本件は、平成19年第4回町田市議会定例会に追認の議案を上程するため臨時専決処理しましたので、本日教育委員会で承認を求めるものでございます。野津田公園内に新設されました野津田球場は、本年8月1日から供用が開始されていますが、指定管理者が指定されていませんでしたので、本年8月1日にさかのぼって、町田市スポーツ振興公社を指定

管理者として指定をするものでございます。

本件ですが、野津田球場については次ページにありますとおり、町田市スポーツ振興公社を指定管理者として指定をするものですが、指定管理者の指定につきましては、地方自治法の規定によりまして、あらかじめ議会の議決を必要とするものですが、これを失念いたしまして、今回、第4回定例会初日に議会の方にはおわびをするとともに、追認の議決をお願いしたということでございます。

教育委員会ではないのですが、9月議会においても契約のことで追認の議案がございまして、そのことそのものが行政に対する信頼を損ねる結果で、議会の方にも多大なご迷惑をおかけしたということと、市民の皆さんにもこういうことで信頼を損ねるということで、おわびを申し上げたところです。今後、十分注意をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

2枚目の指定管理者については、野津田陸上競技場を初めスポーツ振興公社にお願ひしておりますが、スポーツ振興公社に8月1日から平成21年3月31日までお願ひするものでございます。議会の方では、初日に追認の議決についてはご承認をいただきました。

○委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明で何かございましたらどうぞ。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第44号は原案のとおり承認をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することに決しました。

議案第45号 町田市自然休暇村条例施行規則を廃止する規則についてを審議いたします。教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第45号は、町田市自然休暇村条例施行規則を廃止する規則についてでございます。

本件は、2008年4月1日より予定される組織改正に伴い、町田市自然休暇村条例に基づく町田市規則を制定するに当たり、教育委員会規則である町田市自然休暇村条例施行規則を廃止するものです。

この規則は、町田市自然休暇村条例の施行について定めているため、今開かれている平成19年第4回市議会定例会に上程をしております、町田市組織条例等の一部を改正する条例の中に自然休暇村条例の一部改正が含まれておりますが、その可決が条件になります。

企画総務委員会の状況については先ほど生涯学習部長の方から報告があったと思いますが、教育委員会規則の廃止及び町田市規則の制定については、4月1日から受付等の準備ができるようにするため、今回行うものでございます。

次ページについては廃止をする規則で、平成20年4月1日から施行するという内容でございます。

○**大地沢青少年センター所長** この廃止につきましては、組織改正に伴いまして市長部局へ移るものすべて廃止になるのですが、自然休暇村につきましては来年の4月1日に組織の改正を予定しております。問題は予約の受付の改正で、3カ月前からの予約開始になりますので、4月1日に施行しまして、1月1日の公布という形をとりませんと、3カ月前の予約開始ができないということで、ほかの部署よりも先駆けて今回ご提案しています。

○**委員長** 今の教育長並びに大地沢青少年センター所長の説明でおわかりだと思います。3カ月前にさかのぼって規則の廃止を公布し、新たな規則を設定することなので、その点を踏まえてこれより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。

○**井関委員** 規則上のことはわかりましたけれども、実際に事務をやるのは、教育委員会で3カ月の間やるのでしょうか。つまり、附則で、「この規則は、平成20年4月1日から施行する。」ということですので、そのなくなっていない3カ月は教育委員会で一応受け付けるということですか。

○**大地沢青少年センター所長** 4月1日廃止、施行になりますので、それまでは教育委員会で受け付けるという形になるかと思いますが、実際の利用申請の受理や承認は指定管理者名で行います。

○**生涯学習部長** 若干わかりにくいかと思うのですが、条例にしても規則にしてもすべて一律、来年の4月1日で施行します。それで、今回、あらかじめというのは、教育委員会から市長部局に移りますので、市長部局の方の規則をあらかじめつくっておきたい、募集その他の周知期間を利用者のために事前に周知しておきたいということです。

○**井関委員** 使う人が迷わなければ結構です。

○**委員長** では、とにかく申込者の混乱を招かないようにという意見でしたので、よろしくをお願いします。

ほかにごありますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第45号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

それでは、日程第3、報告事項に入ります。

追加はございますか。——ないですね。

それでは、指導課からお願いします。

○指導課副参事 1点目、職場体験第二期実施状況報告をいたします。

お手元の資料にございます、第二期中学生職場体験事業について、11月26日（月曜日）から11月30日（金曜日）まで実施いたしました。町田第一中学校を含む全9校、1,524人の生徒が体験いたしました。事業所数は延べで480事業所、実数では406の事業所で受け入れをしていただいております。幸い、事故等の報告もなく、終了いたしました。ありがとうございました。

なお、第三期につきましては、2008年1月28日（月曜日）から2月1日（金曜日）の5日間、町田第三中学校を含む全4校で実施の予定をしております。

○統括指導主事 報告事項の2点目、町田市立中学校運動部活動事故再発防止検討委員会の中間報告についてご報告申し上げます。

本年8月に市立中学校で発生した運動部活動における死亡事故を受けて、本年10月に発足した町田市運動部活動事故再発防止検討委員会で、再発防止に向けた検討、協議を進めておりますが、第2回を終えた10月22日に、委員長の日本体育大学平沼憲治先生名で中間報告をいただきましたので、その内容について報告いたします。

その趣旨は、「安全の手引」の作成と施設・設備の改善の2点が欠かせないというものでございます。その上で、具体的な提言をいただいております。

1点目、「安全の手引」についてでございますが、現状を十分踏まえた内容、実現可能な内容にすることが望ましい。また、部活動が許可される上限温度等を規定する必要があるだろうということでございます。なお、第3回を12月26日に予定しておりますが、そこで「安全の手引」の事務局作成の原案を検討する予定でございます。

また、2点目として、施設・設備の改善についても提言をいただいております。全校の体育館や校庭に温度計と湿度計を設置することが望ましいという内容でございます。具体的には、全校教員で確認し合ったり、知らせ合ったりできるような、例えば無線式のようなものがあると安全管理面での機能が高まるということでございます。

また、もう1点、大型送風機の体育館への設置についても提言をいただいております。大型送風機を設置することにより、人工的に空気の動きをつくり出し、熱放散が顕著に改

善することで体温を下げる効果が期待できるとのことでございます。

特にこれらの2点の設備改善につきましては、早急な対応が必要であるという提言でございます。

○社会教育課副参事 報告事項3の町田市考古資料室の公開に関する要綱の制定についてご説明いたします。

考古資料室につきましては、1991年に鉄筋2階建ての資料室として建設されて以来、入り口、エントランス部分を展示コーナーとして市民に開放してきました。しかし、考古資料室の目的が発掘された土器等の埋蔵文化財の収蔵庫として建てられたこと、また、作業室が廃止されておりますが、ここでは発掘された土器の整理作業等を行う目的から、市民の利用する公の施設ではなく、施設の一部を展示コーナーとして市民に公開するというもので、管理している社会教育課の内規により今まで公開日を決めて公開してまいりました。しかし、内規というあり方は公開事業を実施する上で、市民への周知、また根拠として適当でないとの判断から、要綱として定めて制定するものです。したがって、現在実施している公開の内容を変更するものではございません。

○文学館担当課長 文学館で開催いたします「遊んで学べるカルタ展」の開催についてご報告をいたします。

来年1月5日から1月27日まで、「遊んで学べるカルタ展—ことわざといろは歌留多」を開催いたします。本展は、新年にちなんで、昔からお正月の遊びとして親しまれてきたいろはカルタを取り上げて、カルタの歴史をたどるとともに、そのもとになった日本のことわざについても改めて考えてみる機会を提供するものであります。

展示資料としましては、ことわざ研究者であり、カルタの収集家としても知られる時田昌瑞さんのコレクションを中心に、町田市立博物館、あるいは紙の博物館等からの借用資料で構成いたします。

なお、展覧会にあわせて、講演会等の関連事業も計画しております。

○博物館副館長 「町田：民俗の世界から 民具と生活～小特集：板碑」展開催要項についてご報告いたします。

名称は、今述べましたとおり、「町田：民俗の世界から 民具と生活～小特集：板碑」、会期は2008年1月5日から3月2日になります。

開催趣旨としましては、例年行っております民具に関する展示で、幕末、江戸時代の末期から明治、大正、昭和の前期にかけて、町田の人々が使ってきた生活用具、あるいは農

業関係に使われた道具類を皆さんに見ていただくことを目的とします。また、小特集として、小さな第1展示室の方で、中世の供養塔婆である板碑をご紹介しますと思います。

次に、6の展示内容のところの2行目で、展示する資料の数を「20点」としていますが、これは「200点」の間違いですので、よろしく願いいたします。

開催期間中の催事としては、講演会、展示解説、それからこれは初めての試みになりますけれども、談話会「地域の民俗を知ろう」ということで、方々、市内各地に出かけまして、今4カ所予定していますけれども、その地域の民俗についてお話をするというのを予定しております。

○**公民館長** 2006年度に公民館で実施しました事業の実績、講座等のパンフレットが冊子としてまとまりましたので、報告させていただきます。

2006年度につきましては72種類で、1万7,000人ほどの方が講座等に参加をされていております。

○**国際版画美術館副館長** 国際版画美術館からは、「Present for You—2007年度 新収蔵作品展」の開催についてご報告申し上げます。

現在、第32回の全国大学版画展、これは12月16日まで開催しておりますが、この後の展覧会になります。1月5日から2月17日まででございます。

展覧会名としましては、「Present for You—2007年度 新収蔵作品展 わたしからあなたへ／みんなから未来へ」を開催いたします。入場は無料です。

国際版画美術館は1987年4月にオープン以来、今年で20周年を迎え、当館の収蔵品も現在1万9,000点を超える状況になっております。毎年、購入や寄贈並びに寄託により当館に収蔵される作品は文化遺産として大切に保管し、未来へと伝えるべきものと考えております。

個人の収集家の方々や作者自身から市民へ送られた貴重な作品を含む当館の収蔵品は、また同時に、市民1人ひとりから未来へのプレゼントでもあると考えております。本展では、近年新たに当館に収蔵されました作品の中から、主要な作品約50点を展示し、ご紹介いたします。古い版画から現代版画まで、日本から欧米までとバラエティ豊かな展示を考えておりますので、どうぞご観覧をお願いしたいと思います。

○**委員長** では、以上、指導課から国際版画美術館まで7点の報告がございましたが、一括して質問その他お願いしたいと思います。

○**名取委員** 町田市立中学校運動部活動事故再発防止検討委員会の中間報告を受けてなの

ですけれども、昨日、市長と教育委員との懇談会がありました。その中で、ぜひ再発防止のためにも体育館には大型送風機をつけてほしいと言ってきましたので、それをご報告いたしたいと思います。

○岡田委員 今の事故再発防止検討委員会の件で1つ質問なのですけれども、いつぐらいにこの「安全の手引」ができ上がるのかという目安を教えてくださいたいと思います。やはり来年度のクラブ活動の前にはできていると望ましいかなと私は考えます。

もう1つ、職場体験の二期の結果報告を受けての質問なのですけれども、欠席をしている生徒が多いところが目立つかなと思います。これはインフルエンザがはやっていたせいなのか、それとももともと比較的欠席の多い傾向にあった生徒がいたということなのか、もし把握していらっしゃるようでしたらお知らせください。

それからあと、お願いなのですけれども、ちょうどこの後、教育目標についての話し合いがあるのですが、教育目標の中に郷土を愛する心というのがありまして、ちょうど町田市立博物館の方の展示がそれと合致していると思います。ぜひ小学校、中学校に対する周知をお図りいただいて、この談話会は土日ですので、子どもたちがどれだけ参加するかなという気もしますけれども、なるべく働きかけをして、子どもが行く——子ども向けの話ではないのかもしれませんが、あるいは社会の授業の一環として博物館に先生方が引率して行ってくだされれば一番いいのですけれども、足を運んでくれるような機会がふえるといいなと思います。

○委員長 今の中間報告を受けての手引のことですけれども、岡田委員はこれをいつ頃までにとということですが、大体どういう内容が含まれているのか、どのくらいの数を作成して、配布はどのようにするのか、そして、そのスケジュールはどうかあたりを含めてお答えいただきたいと思います。

○統括指導主事 部活動の「安全の手引」でございますが、現在、40 ページにわたる原案はほぼ作成済みでございます。今後それを検討いただきまして、修正、加筆を行って完成でありますから、印刷体制が整い次第、でき上がるということでございます。

配布対象については外部指導員を含めて全教員、配布時期は今のところ3月中を目途としております。

内容につきましては、今回の作成の経緯、背景が熱中症による死亡事故ということでもありますから、部活動全般というよりは、学校の実態、実情に即した課題点、そして特に安全確保、健康管理、こういった面に主眼を置いて構成しております。例えば種目別の運動

特性による事故の要因、環境による事故の要因、あるいは参加者自身、生徒、部員自身による要因ということで、生徒自身もみずから健康管理をしていく、あるいは保護者と学校とが十分に健康状況等について連携をとっていく、連絡をとっていくといった内容で、学校がコピーをして配布できるような資料性の高いもので構成をしております。

○委員長 それでは、指導課の職場体験の方です。

○指導課副参事 今回、9校で実施をいたしまして、全体で44名の欠席があったということでございます。欠席の報告の中で、9名につきましては体調が不良であるという報告です。あと残りの35名につきましては、少し残念なことながら不登校生徒であるという報告を受けております。各学校に平均しますと約5名ほど休んでいるということなのですが、実際には学校の偏りもあったように思っております。

○委員長 ほかにございますか。

博物館、あるいは文学館はカルタですけれども、今、岡田委員から周知等について要望がありましたけれども、何かございましたら。

○博物館副館長 バティック展、能装束展もそうだったのですけれども、それと同様に、今度の民具展についても校長会の方でご紹介させていただき、また、運営委員に参加されている校長先生の助言を受けていろいろやってみたいと思っております。特に来ていただくのもそうすけれども、それだけにとどまらず、こちらから出かけていってということも考えてみたいと思っております。

○文学館担当課長 文学館につきましても、町田市の中学校で百人一首を取り上げているということを伺っておりますので、市内小・中学校全校にこのチラシ、ポスター等を配布いたします。既に、ある中学校からは子どもたちに周知をしたいという申し出をいただいております。

○委員長 それでは、そのようなことでよろしいでしょうか。——では、以上で報告事項を終了いたします。

それでは、日程第4、協議事項、2008年度町田市教育委員会教育目標についてを協議いたします。

今回の教育目標の策定について、今までの経過並びに背景その他、まず統括指導主事から説明をお願いしたいと思います。

○統括指導主事 それでは、まず、今回の教育目標改定の背景について、3点からご説明申し上げます。

資料はA3判のものが3枚用意されております。

まず1点目でございますが、現行の教育目標につきまして再整理をする必要が出てきたということでございます。これまで教育委員会では市民ニーズ、あるいはさまざまな教育課題に対応するために、施策事業を年々新規にスタートしてございまして、それらが複雑化あるいは多様化して、教育目標との関係や各事業の政策上の位置づけが見えづらくなってきているということでもあります。

資料3枚目を見ていただきますと、現行の2007年度の教育目標、あるいは基本方針が出てまいります。その中で、例えば基本方針の3、基本方針の4、それぞれ学校教育、あるいは学校教育にかかわる内容で規定をされております。括弧番号でそれぞれの施策方針のようなものが書かれておりますが、その内容が年々ふえて膨らんでいって、今年度につきましては基本方針の3と4だけで6項目ございます。ほかがほぼ3項目で統一されておりますので、このあたりが施策事業のスタートに伴ってアンバランスが生じてきているということでもありますから、理念も含めた方策の再整理、再構築が必要であるということが背景の1点目でございます。

それから、2点目でございますが、1枚目に戻っていただきますと、法改正等が出てまいります。2点目の背景といたしましては、種々の法改正を踏まえる必要があるということでもあります。例えば改正教育基本法では「教育の目標」が新たに明示されまして、そこにキーワードで記載されておりますが、こういった言葉が強調されてきております。また、学校教育法につきましても、「義務教育の目標」が新設されまして、そこにキーワードで記載されているような内容、これは教育基本法の内容と重なる部分が多いのですが、そういったことが書かれているということでもあります。

また、教育基本法のちょうど「教育行政」というところがございますが、今後、地方公共団体が国の計画を受けて教育基本振興計画、これは教育政策を財政上の措置を踏まえて計画的に展開していく、そういった計画を作成しなさいという内容のものでございますが、このことが明示されたということがあります。

また、右下の方に参りますと、教育関連三法案の改正の中の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴って、教育委員会が学識経験者等の知見を活用して、活動状況の点検あるいは評価を行うことが規定されたということがございます。この資料にはキーワードのみ記載されておりますが、こういったことを踏まえる必要があるということが2点目でございます。

3点目は、法改正とかかわるのですが、今後行われる町田市教育委員会の組織改正、町田市市長部局を含めた組織改正を踏まえて、これまでの教育目標の構成を修正していく必要があるということでございます。

以上の3点を踏まえての改定ということでございます。したがって、今回行う教育目標の改定は、法改正等を踏まえるとともに、資料の中央に文言としては「教育プラン」という名称で位置づけておりますが、今後策定する教育振興基本計画、町田市の教育プランを視野に入れて、政策、施策や事業の体系化をあわせて整理、再構築していく必要がございます。そのことを通して、施策事業を根拠として基本方針等の評価を行う。その結果、教育目標の実現状況を検討することができるという構造になります。

なお、教育プランにつきましては、今年度、事務局案を作成いたしまして、来年度、助言者を加えた作成委員会を立ち上げ、また、コンサル等の活用を工夫いたしまして、市民意見を受けながら、来年度末の策定を目指す予定でございます。

教育プラン策定後には、教育目標も基本方針も、その内容、そのプランの柱として内包されます。したがって、教育政策の方向を明示するといった形の位置づけになる予定でございます。また、それらについては外部の評価者から評価を受けるという形になる予定でございます。それが背景ということであります。

これまでの検討の経過でございますが、本年の5月に原案の作成委員会を発足いたしました。各課から管理職あるいは係で組織構成をしております。5月から原案を作成して、また、拡大委員会ということでそれぞれの部課長も加える形で検討を進めてきております。原案につきましては、今年度の町田市の教育目標を踏まえ、そのよさを生かしながら、新たな法改正等の要素を入れていく、また、現在行っている事業との整合を図っていく、そして組織改正を踏まえていく、こういった方向でこれまで検討をしてきております。その案が2枚目の資料に示されたものでございます。

教育目標・基本方針の案について説明を申し上げます。

まず、左上、「2008年度教育目標・基本方針（案）」とございますが、左上の四角の中は教育目標でございます。「町田市教育委員会は」から「推進します。」までが教育目標でございます。上の3行は主として義務教育を通じて育てる人間像、その下の2行はその後も市民として学び続けていく社会の実現、そして最後が基本方針につなげる教育委員会の施策の文言でございます。

上の3行につきましては、改めて教育基本法の教育の目的、人格の形成、国家社会の形

成者としての資質といったことを具体的に、これまでの町田の教育目標の文言を生かしながら構成をしております。この教育目標の構造は、そのまま4つの基本方針の構造と結びついております。基本方針の1から順番に説明をさせていただきます。

基本方針の1につきましては、教育目標の人間像を具体化した内容、すなわち教育委員会として目指す教育の方向性を明示したものでございます。1行目の終わりから2行目にかかる「将来の職業や生活を見通して社会の中で自立的に生きる力」、これにつきましては、中央教育審議会の教育課程部会の審議のまとめにおいて「生きる力」を改めて説明した文言を生かした形でございます。また、「豊かな心、健やかな精神」、この文言につきましては、法改正等で示された教育内容や教育の目的や目標に関する内容を総称した言葉でございます。

その下の括弧番号1から5番が基本方針を具体化するいわゆる政策方針のようなものになるものでございます。(1)、(2)につきましては、これまでの教育目標の文言を生かしながら、法改正にかかわるキーワードを加えたものでございます。(3)につきましては、これまでのものとはほぼ同様でございます。(4)につきましては、これから告示される学習指導要領の重要な柱を表現しております。(5)につきましても、教育基本法を受けながら、本市で重点事業として行っております職場体験を視野に入れた内容としております。これが教育目標の人間像を具体化した内容、教育委員会として目指す教育の方向性を示した基本方針でございます。

その次の基本方針の2、基本方針の3が教育目標を実現するための具体的な方策になりますが、基本方針の1を受けて、それらを具体化していくための方策という位置づけになっております。

基本方針の2「学校の教育力の向上」につきましては、さまざまな教育課題を背景にして、大変重要な課題として学校の教育力の向上が言われていることを受けたものでございます。昨年2月の中央教育審議会、教育課程部会の審議経過報告の文言をかりて申し上げます。基本方針の1は子どもの人間力の育成、基本方針の2については教師力、学校力の育成、向上ということになるかと思えます。

この内容は、学校の教育力の向上のために教育委員会がどのように教育環境を整備していけばいいかという内容で書いております。(1)は教師の研修体制、(2)は教育課程、(3)は指導体制、(4)は特別支援教育、(5)はパソコン環境、図書館環境、(6)がその他を含めた総合的な学校施設全般になります。これが基本方針の2、子どもの生きる力、健やかな精神

を育てるための具体的な方策の1つ目でございます。

基本方針の3に参ります。これが具体的な方策の2つ目になります。本市教育委員会としてこれまでも進めてきております重要な方針であります、地域の教育力を生かした施策事業ということがここに位置づいている大変重要な方針になります。「家庭、地域、学校が連携した教育の推進」ということであります。

特にここでは、1行目から2行目にかけて「情報発信や公開、学校評価を充実し」という文言が入っておりますが、これは昨年6月に改正された学校教育法、あるいは学校教育法の一部を改正する省令を受けて、学校評価を充実していくというものも含んでおります。

(1)につきましては家庭教育の重要性、これは教育基本法で家庭に第一義的な責任があることが改めて明示されておりますから、そのことをうたいながらも、学校と家庭の連携を密にしていきましょう、また、含めて町田市の小中一貫教育は家庭や地域との連携を背景としておりますから、そのこともそこに位置づけております。

2つ目は安心・安全ということで、特に非行・問題行動、あるいは犯罪被害の未然防止ということを書いております。これも学校の組織的な諸機関と連携した取り組みが必要ということでございます。

3つ目につきましても、特にいじめ問題、あるいは不登校といったことについて特筆しております。これにつきましても学校だけで解決できるものではありませんから、家庭や関係諸機関との連携が必要だということを書いております。

4つ目は、本年度から学校支援ボランティア事業を進めておりますが、そういったことを背景にしまして、外部人材を積極的に活用していきましょう、地域の力をかりていきましょうという学校教育の方向性を明示したものでございます。

5つ目は、本市で既に研究発表が盛んに行われておりますが、公開授業や研究、説明責任、または保護者の組織、市民、学校運営協議会、あるいは学校支援ボランティアと連携した学校教育が必要、その中で学校関係者による評価ということが今回の法改正で言われておりますが、学校関係者による評価を受けて信頼される学校づくりを進めていくということが書かれております。これが基本方針の3でございます。

そして、基本方針の4につきましては、冒頭に申しあげました教育目標の構成に沿って申し上げますと、卒業後、義務教育終了後の子どもたちがその後も学び続けていく、そういった社会の実現、環境の整備といったことを中心に書いております。

今後の教育委員会の組織改正を踏まえまして、今年度の目標でございます基本方針の6、

「芸術・文化・スポーツ・レクリエーションの振興」につきましては、連携という形でこの中に吸収をしてしまっているということになります。

また、基本方針の2、生涯学習と基本方針の5、社会教育、これらを合わせた形で構成をしていくということで、したがって、項目数はふえているということでもあります。これにつきましては、基本方針の2と3の方策を通して、育った子どもたちが義務教育終了後も市民として学び続けるといった趣旨で6点書かれております。1点目は情報提供、2点目は公民館、文学館、図書館等の事業と他機関の連携、3つ目は家庭教育の支援、4つ目は学校の施設開放、5つ目は文化・スポーツ事業や子ども施策との連携、6つ目は文化財の保全と活用、こういった構成になっております。

今回の教育目標、あるいは基本方針につきましては、目標の文章構成を大幅に修正したとともに、基本方針がそれに沿った形での構成につくり変えられ、また、内容、文言等も大幅に変わってきておりますので、協議をお願いしたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

時間の関係で復唱はいたしませんけれども、統括指導主事から今回の2008年度教育目標・基本方針の策定に至るまでの経過、あるいは背景について説明をしていただきました。これは協議ですし、全体がいろいろなかわりがございますので、これから方針1について協議します、2について協議しますという方式はとらずに、それぞれの方針ごとではなくて、全般的にこれはどうなのだ、ここはこう思うのだがというふうに質問なり意見なり取り混ぜて結構ですので、協議をしていきたいと思っております。どうぞ各委員から積極的にご意見をいただきたいと思っております。

○井関委員 委員会の席上ではございませんが、昨年、改定の話が出たときに、前の方針と重複しているとか、あるいはどンドンつけ足しているというところで、整理した方がいいですねという話をしていたのですけれども、今回、このようにきれいにすっきり、特に目標と方針がピシッと分けられていてわかりやすくなっていると思っております。そういう背景の上にさらに法改正があり、文化・スポーツ施設の移管もあったので、時間がなくて、8月に文化・スポーツの移管の問題が出てきたので大変だったと思うのですが、原案を作成された方、本当にありがとうございました。

質問は2つありますが、1つずついきたいと思っております。1つは、町田市子ども憲章の取り扱いというのが、今度、それに関係するようなものが子ども生活部の方へ移っていることもありますから、表に出てきていないのか、何かほかの方に取り入れるのか、そのよう

なことですね。今日、別にそれをどうこうしろということではありませんが、その背景がもしおわかりでしたら、教えていただきたいと思います。

○委員長 1つずつ質問なり考えを受けていきたいと思います。では、今の子ども憲章の扱いについて。

○統括指導主事 今お話しいただいた組織改正のことも踏まえております。また、子ども憲章の内容自体が多岐にわたる内容でありますから、この基本方針の1の中におさまるかどうか今後検討してまいりたいと思いますが、いずれにいたしましても、今後作成する教育プランにつきましては、この基本方針、あるいは括弧番号の施策方針、こういったものを改めて総合して、そこに解説を加えていくような構成で考えておりますので、その中には当然これまで記載されております児童の権利に関する条約、そして町田市の子どもの憲章、この趣旨を生かしてという文言については、その中には少なくとも反映させてまいりたいと考えております。

○井関委員 もう1つ、余り根本的ではないかもしれませんが、よくキーワードとして「思いやり」、「いじめ」、あるいは「規範意識」が出てくるのですけれども、「思いやり」というのが各学校の教室に掲げてある目標に結構多いのですね。今回、見てみると、パッと見ただけで申しわけないのですが、「思いやり」という字がなくて、広く解釈すれば人権尊重の中に入っているだろうと思いますけれども、何かどこか解説の方か括弧書きの方に「思いやり」が入ることができるかどうか。これもまた今日ではなくても、また、今日結論が出るわけでもありませんので、一言そういうのが入るかなというぐらいのコメントをしておきたいと思います。

○統括指導主事 大きくは教育目標の中に「互いの人格を尊重する」という言葉を今回入れております。「思いやり」という言葉と概念がどちらが大きいのかは難しいところではありますが、いずれにしても今ご指摘いただきましたように、プランの中ではわかりやすい「思いやり」、「親切」、そういった平易な言葉を使いながらわかりやすく表現をしてみたいと考えております。

○井関委員 そうすると、今のはすごい大きな目標の方にバシッと入っているということで、「互いの人格を尊重する」イコール「思いやり」ですから、私も無理してそれは主張することはいたしません。

○委員長 ほかの委員、どうぞ。

○岡田委員 まず、大きな基本方針のところに対する提案です。教育というのは、古い言

葉では知育、徳育、体育という3つの柱があって、今年の町田の教育施策として大きく言われている4つの英語教育、食育、規範教育、キャリア教育、そのうちの規範教育が割合とこの目標全体の中から薄れているように思われるのですね。そのあたりのところが、この基本方針の一番大きいところでなくても構わないのですが、例えば規範教育と一番はつきり言葉が出ているのは、基本方針3の中の(1)に「規範意識の向上」という言葉では書いてあるのですが、その上の四角い枠のところで見ると、基本方針1のところに「社会の中で自立的に」というものなのかなと。ただ、この「自立的に」というのは、独立の方の「立」という字が書いてありまして、律するの方の「律」ではないので、少しそういったニュアンスは薄いかと思います。そのあたりがどこかに入ってほしいなと私は提案いたします。

もう1点の提案です。組織改正で生涯学習部の方から大分いろいろな施設が市長部局の方へ移管されて、学校教育に非常に重きの置かれた教育目標であるなという印象を受けました。学校教育がしっかりしていればそれでいいというような考え方もありますけれども、やはり人間は生まれてから死ぬまでが成長であると考えれば、教育目標の左上の一番上の四角のところ、「だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合う」、それでどうなるかということ、「支え合い、成長することができる社会」というような、細かい文言はこれからいろいろ検討をしていただけたらと思いますので、ぜひ細かい文言の検討はしていただきたいのですけれども、生涯、市民として成長していくことを助けるというようなニュアンスの言葉が入っていたらいいなと思います。

最後にもう1つは、大変細かい文言のことになりますので、これからの修正でいいのかなとも思いますが、家庭教育に関して、基本方針3の(1)と基本方針4の(3)のところに家庭教育が両方で扱われています。現在のところであれば、基本方針4に含まれている方は若干あいまいな内容のように思われますので、基本方針3で扱っているものと4で扱っているものの家庭教育の側面、どう扱うかという違いを少し言葉の上ではつきりさせられるような努力をしていただけたらと思います。

以上、提言です。

○委員長 3点ほど提言という形でありましたけれども。

○統括指導主事 また踏まえて検討をさせていただきたいと思います。

1点目の規範意識のことにつきましても、どういう表現をしていくか、また検討したいと思います。本市の規範教育の内容は、人権尊重、生命尊重、公共の精神、伝統文化、そ

ういった内容に分析してとらえておりますから、キーワードについてはちりばめられていると受けとめていただきたいのですが、確かに規範意識という言葉が法改正等で随分出てまいりますので、そのあたりがもう少し見えてくるような形に工夫したいと思います。

2点目、3点目につきましても、また検討してまいりたいと思います。

○委員長 岡田委員、いいですか。これから検討したいということです。

○岡田委員 はい、わかりました。

○委員長 ほかにございますか。

○名取委員 私の印象は、随分変わったな、言葉が随分整理されたなという印象を受けました。組織改正に伴って、子ども生活部との連携という言葉がないなという印象を受けたのですけれども、それは先ほどの説明の中でわかりました。提案はないのですけれども、健全育成ということに関してもう少し何か言葉が入らないかなと思います。組織改正に伴った連携という方向で進んでいかないかなと感じました。

○委員長 それはそういう感想ということでいいですね。

では、私の方からも若干質問です。今、各委員からも話が出ましたけれども、やっぱり旧来のもの、2007年以前のものから比べると、すっきりした形になっているし、非常に具体的な部分が多いのですけれども、この市の教育目標というのは、これが策定されれば、それをもとに各小・中学校がそれぞれの学校の実情、実態に即したそれぞれの学校の教育目標をつくりますよね。市の教育目標との関連性、整合性というものは、市の公立小・中学校ですから、当然とっていかなければいけないと思うのですね。

その場合に、今回のこの案については、それぞれの小・中学校が自校の学校教育目標を策定することを十分意識した上で——どういうことかという、各学校がこれをもとに自校の教育目標をつくりやすいか、整合しやすいか、市の実情、実態、あるいはそれぞれの学校の実情、実態と関連づけながら、つくりやすく感じられるような配慮といえますか、意識、そういったものをこの中にどの程度盛り込んだかを説明していただきたいということが1つ。

もう1つは、基本方針の4番目は生涯学習です。生涯学習というのは、今、岡田委員からお話があったように、私も岡田委員の考え方に同感なのですが、やはり学校教育と生涯学習というのは両方ともバランスをとって、市の教育委員会はその充実、発展のために努力をしていく責務があると思うし、そういう意味で生涯学習については、今岡田委員のおっしゃったことを繰り返しませんけれども、私は同様の気持ちを持っているわけで

す。

4番目の生涯学習の1番から6番まで、これについては先ほどの統括指導主事の説明である程度わかるのですけれども、今学んでいる小・中学校の子どもたち、つまり基本方針2と3で学んで卒業していく子どもたちをより意識しているのか、あるいは今の町田市民、つまりもう卒業し終わった成人を含めた町田市民をより意識しているのか、この基本方針はどちらにアクセントが強く出ているのか、そこらあたりの説明があれば教えていただきたいなと思います。両方とも意識の問題ですけれども。

○統括指導主事 基本方針4については生涯学習部の方から原案の説明をしていただけると助かるのですが、学校の教育目標との関連については、恐らく現行の学校の教育目標は子ども像を具体化して、知、徳、体というバランスで表現しているのだらうと思います。したがって、基本方針というよりは、教育委員会の教育目標を踏まえつつ、これまでのそれぞれの学校の歴史と伝統を踏まえて作成をしていく。

したがって、今回、教育委員会の教育目標が大幅に変わったから、すなわち全学校が教育目標を改定するということにはならないのだらうと思います。改定する学校が出てくることもあり得ますが、それまでの学校の伝統、あるいは子ども像が大きく変わるようなものではありませんので、知、徳、体のバランスで表現が多少変わる可能性もありますが、そのあたりはすなわちということではないのだらうとは思っております。

ただ、例年、教育目標を提示しますと、各学校はこれをもとに教育課程を編成いたします。そのときに、教育の目標や重点方針、指導の重点、方針といったものを表現いたします。そのときにここに書かれている基本方針との整合ということが意識されていくのだらうと思っております。

○委員長 私が質問したのは、よく教室の正面に3つぐらい学校教育目標と書いてありますね。これは端的に、ある意味では知、徳、体をバランスよく、元気な子ども、頑張る子ども、明るい子ども、そういうことが書いてありますね。そのことではなくて、それをもとに、それを具現化するために学校の教育課程を編成しますよね。その編成をしていく上で、今回の基本方針は前回よりもかなり具体的なのですね。非常に具体的なのです。具体的なことが逆に、学校の実情、実態に即した教育課程を組む際に、言葉は悪いのだけれども、ある意味で縛られてしまうのではないかなという印象もあるわけです。だから、今、これがいい、悪いと言っているわけではないのだけれども、そういう印象があるのです。そういうとらえ方をする方もあるいはいるのではないかと思うので、そこらあたりのお考

えを伺いたいと思います。

○統括指導主事 今のご指摘の点につきましては、これまでも検討経過の中では視野に入れてきたつもりでございます。特にこれまでの従来の教育目標については表現の概念の大きさが種々さまざまございまして、ある項目には事業が入っていたり、ある項目は人間像、指導観みたいなものが入っていたり、けたが随分違っていたということで、今回は、この中にはまず事業等の具体的なものは入れないでいこうということで1つ統一しております。

それからまた、各学校で現在進めている教育の方向、市がこれから進めていこうとする小中一貫、特別支援教育の方向、そういったものを踏まえて構成しておりますから、おのずと学校が縛られる、縛られないという感覚ではなくて、つながっていくだろうと思います。これをすべて学校の教育課程に反映してくださいということでもありませんし、学校が表現するときにはセクションも修正もできる。そういうもとになるものでありますから、おのずとつながっていくことができるものであると思います。

つながっていくことがすなわち、教育委員会が単独に子どもたちの教育を進めているわけではありませんので、教育委員会と学校が一体となって町田の子どもたちを育てていくという構造に外見からも見えてくる、実態もそうなるということでございます。

○生涯学習部長 今の基本方針の生涯学習の推進の関係です。最初に統括指導主事から話がありましたように、義務教育終了後の云々というお話をしましたけれども、必ずしもその延長線上にその後の生涯学習の推進といった意識では決していないのですが、今現在ある成人教育の支援といった前提で考えております。

それから、当然ながら、かといって学校教育が生涯学習を担わないという話では当然ないわけですので、基本方針3の「家庭、地域、学校が連携した教育の推進」、こういった中には、当然、生涯学習理念の実現といったものについては意識しているところでございます。

○委員長 ほかにございますか。どういう切り口からでも結構です。小さいことでも結構です。あるいは文言で、ここはこういう表現にした方がいいのかなというようなことがあれば、どうぞおっしゃってください。

○岡田委員 すごく小さいことかなと思ったのですがけれども、基本方針1の(4)「言葉を交わし合うことを大切に」は「言葉を大切に」で十分ではないかなと思いました。というのは、「交わし合う」ということは言葉のやりとりのところに限定されてしまうので、すね。今年度のいろいろなところの研究発表においても、もう既にそうではないレベルに

達しています。要するに、言葉の重さを感じ取るとか、そうしたところまで研究が進んでいる学校もありますし、このあたりはもう少し大きなくくりで、「言葉を大切にしてコミュニケーション能力を高め」という文言に訂正していただけた方がいいかなと思います。

○委員長 結論はいいですから、そういう意見があったということで、今後、そのときにまた出していただきたいと思います。

ほかにそのようなことはありますか。類似の考えでも結構です。

統括指導主事、この町田市の教育目標を策定して、各学校に周知をするわけですね。さっき言ったように、学校はそれをもとにしながらそれぞれの学校の教育目標ということで、今後のスケジュールをお知らせいただきたいと思います。

○統括指導主事 今回、ご協議をいただきました内容につきまして、1月の定例教育委員会でも、これは協議事項ではなくて議案審議事項としてお話し合いをいただく予定でございます。そこで決定したことについて校長会で資料配布をいたします。そして、教育課程説明会が1月18日にごございますので、そこでは各学校の管理職、教務主任に資料を配布して説明をします。そこから、先ほど委員長からお話ございましたように、各学校がそれを受けて教育課程を作成していくという動きになります。

○委員長 ということですので、ご承知のとおり、今日の日程でも協議事項になっておまして、今日は議案審議事項ではありませんので、今日、最終の教育目標をここで決定するということではありません。今日、ご意見を出していただいたり、質問を出していただいたことが反映されて、さらに次の定例教育委員会、必要があれば臨時があるかもしれませんが、定例教育委員会に今度は議案として出ます。そこでまた今度は審議をしていただいて、最終的に1月の定例教育委員会では市の教育目標を策定するわけですね。ですから、今日は必ずしも結論を出すということではありませんので、あと残された5～6分ですけれども、お考えがあれば出していただきたいと思います。

それからもう1つ質問ですけれども、教育委員会でいろいろ協議をし、審議をするわけですけれども、当然、これにかかわる各種の組織や団体がございますね。そういうところの意見を聞くという場、あるいは方法はあるのですか。

○統括指導主事 基本方針の4につきましては、生涯学習部社会教育課の方で社会教育委員さん、その他附属機関にも意見を聴取する予定でございます。また、主として基本方針の1、2、3については校長会で情報提供をしながら、意見聴取も求めていきたいと思っております。

○委員長 そうしますと、生涯学習関係の団体、校長会の意見を聴取して、それはどの段階で我々にわかりますか。

○統括指導主事 それらをできるだけ早い段階でまとめて、これにすぐに取り込んでしまうのではなくて、別表で整理させていただいて、またそれをもとに1月にご審議をいただけたらというスケジュールで準備したいと思います。

○委員長 つまり、いただいた意見については我々もそれを一緒に審議の対象にするということを確認をしてよろしいですね。

○生涯学習部長 補足ですが、生涯学習の関係で言えば、今、この原案作成に当たっても社会教育委員の会で何度か話を持っているという経緯もございます。最終的に原案が作成された時点で、またその原案に対していろいろ評価等をいただくという手順で考えております。

○委員長 わかりました。

ほかにごございますか。いいですか。——私、先ほど申し上げた質問、意見は、結局、各学校が自校の教育目標、教育課程を編成する上で、これが非常に役立つ、あるいは実情に即してつくりやすさというもの、ある意味では学校を支援できるような役割を持つことを期待しての意見でありますので、その点はひとつご理解いただきたいと思います。

それでは、さらにまた今日の意見なり質問なりを反映して、1月の定例教育委員会ではさらに社会教育団体、あるいは学校長の意見等も踏まえた2次案、3次案といったものをまた提起していただいて、審議をしたいと思います。

以上で協議事項を終了いたします。

以上で第9回定例教育委員会を閉会いたします。

午前 11 時 46 分閉会